

京都市消防局訓令乙第 1 2 号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局指令管制規程の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

京都市消防局長 山内 博貴

第 1 5 条第 1 項各号列記以外の部分中「の各号」を削り，同条第 3 項各号列記以外の部分中「の各号」及び「特別消防対象物火災出動計画及び」を削る。

別表火災出動計画の項中「第 4 1 条第 1 項」を「第 4 1 条」に改め，同表救急救助出動計画の項の次に次の 1 項を加える。

特殊災害特命出動計画	毒・劇物，危険物，放射性物質等の漏洩又は流出に起因し，おおむね 5 名未満の除染が必要な傷病者の発生を伴う災害
------------	---

別表特殊災害出動計画の項中「放射性物質，危険物等」を「毒・劇物，危険物，放射性物質等」に改める。

附 則

この訓令は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(消防局警防部情報指令課)